

利用配分計画各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
1	野口 幸司	西伯郡日吉津村大字日吉津2372-1	畑	使用貸借	4年11月	—	—	—
2			4,600のうち 2,300.00	普通畑	R3.4.1 R8.2.28			
3		西伯郡日吉津村大字日吉津2372-2	畑	使用貸借	4年11月	—	—	—
4			121.00	普通畑	R3.4.1 R8.2.28			
5		西伯郡日吉津村大字日吉津1604-3	畑	賃貸借	4年11月	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む	—
6			581.00	普通畑	R3.4.1 R8.2.28			
7	西伯郡日吉津村大字日吉津1608-1	畑	使用貸借	4年11月	—	—	—	
8		264.00	普通畑	R3.4.1 R8.2.28				
9	西伯郡日吉津村大字日吉津1609	畑	使用貸借	4年11月	—	—	—	
10		247.00	普通畑	R3.4.1 R8.2.28				
11	西伯郡日吉津村大字日吉津1612	畑	使用貸借	4年11月	—	—	—	
12		175.00	普通畑	R3.4.1 R8.2.28				
野口 幸司 計			6筆 3,688.00					
13	農事組合法人ひえづ 代表理事 立脇賢二【B,C】	西伯郡日吉津村大字富吉447-1	田	使用貸借	9年11月	—	—	—
14			77.00	水田	R3.4.1 R13.2.28			
15	西伯郡日吉津村大字富吉447-2	田	使用貸借	9年11月	—	—	—	
16		216.00	水田	R3.4.1 R13.2.28				
農事組合法人ひえづ 計			2筆 293.00					
17	景山照子【A】	西伯郡日吉津村大字富吉16	田	使用貸借	9年11月	—	—	—
18			1,089.00	水田	R3.4.1 R13.2.28			
19	西伯郡日吉津村大字富吉17	田	使用貸借	9年11月	—	—	—	
20		1,120.00	水田	R3.4.1 R13.2.28				
景山 照子 計			2筆 2,209.00					
			田	使用貸借	9年11月			

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
11	株式会社 徳原ファーム 代表取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字富吉528-1			R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
12		西伯郡日吉津村大字富吉567-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
13		西伯郡日吉津村大字富吉607-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
14		西伯郡日吉津村大字富吉556-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
15		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-3	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
16		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-5	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
17		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-9	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
18		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-12	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
19		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-14	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
20		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-18	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
21		西伯郡日吉津村大字日吉津1032-20	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
22		西伯郡日吉津村大字日吉津1034-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
23		西伯郡日吉津村大字日吉津1034-5	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1 R13.2.28	—	—	—
24		西伯郡日吉津村大字日吉津557-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1 R12.12.31	—	—	—
25		西伯郡日吉津村大字日吉津588-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
			1,476.00	水田	R12.12.31			
26		西伯郡日吉津村大字日吉津926-1	田	使用貸借	2年9月 R3.4.1	—	—	—
			135.00	水田	R5.12.31			
27	株式会社 徳原ファーム 代表取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字日吉津927	田	使用貸借	2年9月 R3.4.1	—	—	—
			1,183.00	水田	R5.12.31			
28		西伯郡日吉津村大字日吉津927-1	田	使用貸借	2年9月 R3.4.1	—	—	—
			883.00	水田	R5.12.31			
29		西伯郡日吉津村大字富吉26-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
			1,272.00	水田	R12.12.31			
30		西伯郡日吉津村大字富吉325-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
			953.00	水田	R12.12.31			
31		西伯郡日吉津村大字富吉328-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
			1,008.00	水田	R12.12.31			
32		西伯郡日吉津村大字富吉616-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
			1,154.00	水田	R12.12.31			
33		西伯郡日吉津村大字富吉603-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
			679.00	水田	R12.12.31			
34	西伯郡日吉津村大字富吉603-2	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—	
		252.00	水田	R12.12.31				
35	西伯郡日吉津村大字富吉606-1(1)	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—	
		1,029のうち 1,000.00	水田	R12.12.31				
36	西伯郡日吉津村大字富吉606-1(2)	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—	
		1,029のうち 29.00	水田	R12.12.31				
37	西伯郡日吉津村大字富吉621-1(1)	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—	
		986のうち 960.00	水田	R12.12.31				
38	西伯郡日吉津村大字富吉621-1(2)	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—	
		986のうち 26.00	水田	R12.12.31				
39	西伯郡日吉津村大字富吉622-1(1)	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—	
		984のうち 960.00	水田	R12.12.31				

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
40		西伯郡日吉津村大字富吉622-1(2)	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
41			984のうち 24.00	水田	R12.12.31			
42		西伯郡日吉津村大字富吉614-1	田	使用貸借	9年9月 R3.4.1	—	—	—
	1,563.00	水田	R12.12.31					
43	株式会社 徳原ファーム 代表取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字日吉津495-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
44			1,167.00	水田	R13.2.28			
45		西伯郡日吉津村大字日吉津562-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
		1,197.00	水田	R13.2.28				
46		西伯郡日吉津村大字日吉津563-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
		1,121.00	水田	R13.2.28				
47		西伯郡日吉津村大字日吉津565-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
		1,128.00	水田	R13.2.28				
48		西伯郡日吉津村大字日吉津569-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
		1,215.00	水田	R13.2.28				
49		西伯郡日吉津村大字日吉津570-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
		1,234.00	水田	R13.2.28				
50		西伯郡日吉津村大字日吉津566-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—
	1,103.00	水田	R13.2.28					
51	西伯郡日吉津村大字日吉津1871	田	使用貸借	4年11月 R3.4.1	—	—	—	
	1,492.00	水田	R8.2.28					
52	西伯郡日吉津村大字富吉42-1	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—	
	702.00	水田	R13.2.28					
53	西伯郡日吉津村大字富吉384	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—	
	765.00	水田	R13.2.28					
	西伯郡日吉津村大字今吉292-3	田	使用貸借	9年11月 R3.4.1	—	—	—	
	427.00	水田	R13.2.28					
		田	使用貸借	9年11月				

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m ²	利用目的					
54		西伯郡日吉津村大字今吉309	田	水田	R3.4.1 R13.2.28	—	—	—	
55		西伯郡日吉津村大字今吉237-1	田	使用貸借	7年9月 R3.4.1 R10.12.31	—	—	徳原貞雄	
56		西伯郡日吉津村大字富吉801-1	田	使用貸借	3年9月 R3.4.1 R6.12.31	—	—		
57		西伯郡日吉津村大字富吉803-1	田	使用貸借	3年9月 R3.4.1 R6.12.31	—	—		
58		西伯郡日吉津村大字今吉195-3	田	使用貸借	3年9月 R3.4.1 R6.12.31	—	—		
59		株式会社 徳原ファーム 代表取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字今吉303	田	使用貸借	3年11月 R3.4.1 R7.2.28	—		—
60	西伯郡日吉津村大字日吉津408-4		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
61	西伯郡日吉津村大字日吉津420-1		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
62	西伯郡日吉津村大字日吉津496-1		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
63	西伯郡日吉津村大字日吉津1983		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
64	西伯郡日吉津村大字日吉津2002		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
65	西伯郡日吉津村大字日吉津2012		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
66	西伯郡日吉津村大字日吉津497-1		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
67	西伯郡日吉津村大字日吉津500-1		田	使用貸借	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—		
68	西伯郡日吉津村大字日吉津500-2		田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—		

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法	
			登記簿面積 m ²	利用目的					
			1,202.00	水田	R10.3.31				
69	西伯郡日吉津村大字日吉津503-1	田		使用貸借	7年				
			924.00	水田	R3.4.1	—	—		
70		西伯郡日吉津村大字日吉津511-1	田		使用貸借	7年			
				1,203.00	水田	R3.4.1	—	—	
71		西伯郡日吉津村大字日吉津581	田		使用貸借	7年			
				1,203.00	水田	R10.3.31	—	—	
72		西伯郡日吉津村大字日吉津1042-2	田		使用貸借	8年9月			
				1,372.00	水田	R3.4.1	—	—	
73		西伯郡日吉津村大字富吉551-1	田		使用貸借	8年3月			
				838.00	水田	R3.4.1	—	—	
74		西伯郡日吉津村大字富吉554-1	田		使用貸借	8年3月			
				1,002.00	水田	R3.4.1	—	—	
75		株式会社 徳原ファーム 代表取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字富吉574-1	田	使用貸借	8年3月			徳原貞雄
					974.00	水田	R11.6.10	—	
76	西伯郡日吉津村大字富吉579-1		田		使用貸借	8年3月			
				2,093.00	水田	R3.4.1	—	—	
77	西伯郡日吉津村大字日吉津504-1		田		使用貸借	7年			
				937.00	水田	R3.4.1	—	—	
78	西伯郡日吉津村大字日吉津505-1		田		使用貸借	7年			
				1,234.00	水田	R10.3.31	—	—	
79	西伯郡日吉津村大字富吉531		田		使用貸借	7年			
				1,003.00	水田	R3.4.1	—	—	
80	西伯郡日吉津村大字日吉津1049-1	田		使用貸借	8年10月				
			990.00	水田	R3.4.1	—	—		
81	西伯郡日吉津村大字日吉津1049-2	田		使用貸借	8年10月				
			323.00	水田	R12.1.31	—	—		
82	西伯郡日吉津村大字日吉津1041-3	田		使用貸借	8年10月				
			741.00	水田	R3.4.1	—	—		
					R12.1.31				

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
83		西伯郡日吉津村大字日吉津1044-3	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—	
			948.00	水田	R12.1.31			
84		西伯郡日吉津村大字日吉津1045-1	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—	
			899.00	水田	R12.1.31			
85		西伯郡日吉津村大字日吉津1045-2	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—	
			946.00	水田	R12.1.31			
86		西伯郡日吉津村大字日吉津1048-2	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—	
			75.00	水田	R12.1.31			
87		西伯郡日吉津村大字日吉津1049-3	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—	
			899.00	水田	R12.1.31			
88	西伯郡日吉津村大字日吉津1059-1	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—		
		1,325.00	水田	R12.1.31				
89	西伯郡日吉津村大字日吉津1059-2	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—		
		1,290.00	水田	R12.1.31				
90	西伯郡日吉津村大字日吉津1676-2	田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—		
		1,076.00	水田	R12.1.31				
91	株式会社 徳原ファーム 代表取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字日吉津431-1	田	使用貸借	7年1月 R3.4.1	—	徳原貞雄	
			1,125.00	水田	R10.4.30			
92		西伯郡日吉津村大字日吉津434-1	田	使用貸借	7年1月 R3.4.1	—		—
			1,094.00	水田	R10.4.30			
93		西伯郡日吉津村大字日吉津435-1	田	使用貸借	7年1月 R3.4.1	—		—
			1,098.00	水田	R10.4.30			
94		西伯郡日吉津村大字富吉1388	田	賃貸借	8年10月 R3.4.1	6,000		(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
	2,024.00		水田	R12.1.31				
95	西伯郡日吉津村大字富吉1389-1	田	賃貸借	8年10月 R3.4.1	6,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む		
		677.00	水田	R12.1.31				
96	西伯郡日吉津村大字富吉1389-2	田	賃貸借	8年10月 R3.4.1	6,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む		
		1,430.00	水田	R12.1.31				
		田	使用貸借	7年				

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者			
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法		
			登記簿面積 m ²	利用目的						
97		西伯郡日吉津村大字日吉津502-1		水田	R3.4.1 R10.3.31	—	—			
98		西伯郡日吉津村大字日吉津492-1	田 854.00	使用貸借	7年	—	—			
99		西伯郡日吉津村大字日吉津492-2	田 1,206.00	使用貸借	7年	—	—			
100		西伯郡日吉津村大字日吉津492-5	田 704.00	使用貸借	7年	—	—			
101		西伯郡日吉津村大字日吉津493-1	田 500.00	使用貸借	7年	—	—			
102		西伯郡日吉津村大字日吉津494-1	田 1,196.00	使用貸借	7年	—	—			
103		西伯郡日吉津村大字日吉津494-2	田 148.00	使用貸借	7年	—	—			
104		西伯郡日吉津村大字富吉882-1	田 1,179.00	使用貸借	7年1月	—	—			
105		西伯郡日吉津村大字富吉882-4	田 785.00	使用貸借	7年1月	—	—			
106		西伯郡日吉津村大字富吉1186-1	田 255.00	使用貸借	7年1月	—	—			
107		株式会社 徳原ファーム 代表 取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字富吉1191-2	田 747.00	使用貸借	7年1月	—		—	徳原貞雄
108			西伯郡日吉津村大字日吉津432-1	田 821.00	使用貸借	8年10月	—		—	
109			西伯郡日吉津村大字日吉津452-1	田 980.00	賃貸借	3年10月	5,000		(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む	
110	西伯郡日吉津村大字日吉津453-1		田 741.00	賃貸借	3年10月	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む			
111	西伯郡日吉津村大字日吉津459-1		田 1,266.00	賃貸借	3年10月	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む			

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
			1,160.00	水田	R7.1.31			
112		西伯郡日吉津村大字日吉津460-1	田	賃貸借	3年10月 R3.4.1	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む	
			1,137.00	水田	R7.1.31			
113		西伯郡日吉津村大字日吉津461-1	田	賃貸借	3年10月 R3.4.1	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む	
			1,151.00	水田	R7.1.31			
114		西伯郡日吉津村大字日吉津462-1	田	賃貸借	3年10月 R3.4.1	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む	
			1,171.00	水田	R7.1.31			
115		西伯郡日吉津村大字日吉津498-1	田	賃貸借	3年10月 R3.4.1	5,000	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構名義 の貯金口座に振込む	
			1,136.00	水田	R7.1.31			
116		西伯郡日吉津村大字日吉津425	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—	
			1,245.00	水田	R10.3.31			
117		西伯郡日吉津村大字日吉津529-1	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—	
			1,108.00	水田	R10.3.31			
118		西伯郡日吉津村大字日吉津926	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—	
			1,334.00	水田	R10.3.31			
119		西伯郡日吉津村大字日吉津2009	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—	
			235.00	水田	R10.3.31			
120		西伯郡日吉津村大字日吉津555-1	田	使用貸借	8年11月 R3.4.1	—	—	
			467.00	水田	R12.2.28			
121		西伯郡日吉津村大字日吉津555-2	田	使用貸借	8年11月 R3.4.1	—	—	
			1,096.00	水田	R12.2.28			
122		西伯郡日吉津村大字日吉津556-1	田	使用貸借	8年11月 R3.4.1	—	—	
			1,195.00	水田	R12.2.28			
123	株式会社 徳原ファーム 代表 取締役 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字日吉津433-1	田	使用貸借	3年9月 R3.4.1	—	—	
			1,102.00	水田	R6.12.31		徳原貞雄	
124		西伯郡日吉津村大字日吉津2013	田	使用貸借	8年11月 R3.4.1	—	—	
			990.00	水田	R12.2.28			
125		西伯郡日吉津村大字日吉津463-1	田	使用貸借	7年1月 R3.4.1	—	—	
			1,072.00	水田	R10.4.30			

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
126	西伯郡日吉津村大字日吉津1040-1	田	使用貸借	7年9月 R3.4.1	—	—		
127		1,155.00	水田	R10.12.31	—	—		
128		田	使用貸借	7年9月 R3.4.1	—	—		
129		1,303.00	水田	R10.12.31	—	—		
130		田	使用貸借	7年9月 R3.4.1	—	—		
131		65.00	水田	R10.12.31	—	—		
132		田	使用貸借	7年9月 R3.4.1	—	—		
133		405.00	水田	R10.12.31	—	—		
134		田	使用貸借	8年10月 R3.4.1	—	—		
135		883.00	水田	R12.1.31	—	—		
136		田	使用貸借	4年8月 R3.4.1	—	—		
137		977.00	水田	R7.11.30	—	—		
138		田	使用貸借	4年8月 R3.4.1	—	—		
139		977.00	水田	R7.11.30	—	—		
140	田	使用貸借	4年8月 R3.4.1	—	—			
141	1,091.00	水田	R7.11.30	—	—			
142	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—			
143	496.00	水田	R10.3.31	—	—			
144	田	使用貸借	7年1月 R3.4.1	—	—			
145	1,895.00	水田	R10.4.30	—	—			
146	田	使用貸借	8年11月 R3.4.1	—	—			
147	781.00	水田	R12.2.28	—	—			
148	田	使用貸借	8年11月 R3.4.1	—	—			
149	1,799.00	水田	R12.2.28	—	—			
150	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—			
151	35.00	水田	R10.3.31	—	—			
152	田	使用貸借	7年 R3.4.1	—	—	徳原貞雄		
153	15.00	水田	R10.3.31	—	—			
		田	使用貸借	7年				

整理番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²	利用目的				
140		西伯郡日吉津村大字日吉津1047-3	13.00	水田	R3.4.1 R10.3.31	—	—	
141		西伯郡日吉津村大字日吉津1047-4	646.00	田 使用貸借 水田	7年 R3.4.1 R10.3.31	—	—	
(株)徳原ファーム 計			131筆 126,752.73					
計			141筆 132,942.73					

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 既に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
- B 既に機構から配分を受けている経営体に、その経営体が配分を受けた事のない農地の配分を行う場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。